

1.3 各種申請・届出時に必要な書類について

※県の機関に申請する場合に必要な書類となっております。申請窓口が市町村となる場合は、事前に申請窓口へ連絡してください。

①電子申請の場合

●:添付が必ず必要なもの

▲:場合により添付が必要なもの

申請・届出の種類 提出書類	新規申請	変更申請	変更届			更新申請	除却届	備考
			表示者等	広告物等の	管理者			
申請書・届出書	電子上で必要事項を入力						(例) 建植、壁面、道標・案内図等	
手数料	●	●				●	PayPay、Pay-easy、クレジットカードのみ	
以下の書類は申請情報入力画面にて、データを添付してください(※)								
委任状	▲	▲				▲		委任されている場合のみ添付
付近見取図	●					●		・設置場所は赤色で表示すること ・写真撮影箇所、方向を表示すること
写真	●	●				●	●	不特定多数の人が見る方向からのもので、 新規：設置する場所の状況 変更：現在掲出されている状況 更新：現在掲出されている状況 除却：除却された状況
図面・仕様書等 (配置図等)	●	●				●		(例) 配置図、広告物の設計図面、広告物の面積 集計表、壁面利用広告物の建物壁面面積に対する 表示面積の割合が確認できる図面等
確認済証の写し等	▲					▲		堅ろうなものであることを証明する場合のみ添付
土地・建築物等使用承諾書	▲					▲		他人が所有する土地・建築物等を利用する場合 (上空に突出する場合も含む)のみ添付 ※道路敷地にかかる場合、別途道路管理者の許可が必要
管理者設置届	●	●						広告物等の上端までの高さが地上から4mを超える場合は、資格を有する管理者の必要があるため、資格証の添付が必要
資格者証の写し	▲	▲						
広告物等安全点検報告書						●		点検後又は必要な補修等を行った後の全景写真 (上記内容が確認できる写真であれば、状況の 写真と併用でもよい)
点検後の写真						●		
点検資格証の写し						▲		
※ 電子申請の場合、副本の返却はできません。								

(※) やまなしくらしねっとへの添付方法

